

リーフレットに盛り込む内容について

1 タイトル

頑張っています！！指定都市市長会（仮称）

2 内容について

(1) 指定都市市長会の概要

①指定都市市長会とは

真の地方分権改革の実現に向け、大都市としての主張をより機動的・効果的に表明し、指定都市の共同活動をこれまで以上に強化する、平成15年12月21日に「指定都市市長会」を発足。全国の指定都市が連携し、大都市として円滑に行財政運営を図っていくための取り組みや活動を行っている。

②指定都市市長会の活動概要

ア 国に対する政策提案・意見表明活動

地方分権改革の推進や、翌年度の国の予算編成などに向け市長が直接政府等の関係機関に対して意見表明活動を実施

※平成20年度 計22回

イ 大都市共通の課題に関する調査・研究及び広報啓発活動

これまで、環境、安全・安心、地方分権について報告書・提言書をまとめ国等の関係機関に発出。また、市民と課題意識を共有するためシンポジウムを開催

ウ 諸会議の開催・各市の連絡調整等

全国の指定都市の市長による会議を開催し、大都市共通の喫緊の課題や今後の政令指定都市のあり方などについて活発に意見交換を行っている。

③沿革

横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の5都市は、戦前から都市の自治権確立を目指し、府県からの分離独立の運動を実施。

昭和22年には、府県並の権限を持つ特別市制度が創設され、翌23年にはこれらの実現に向け、5都市が共同活動を行う事務所を設置。しかし府県の反対などにより特別市制度は廃止されることとなり、これを受ける形で、昭和31年に現在の指定都市制度が誕生。

指定都市制度誕生後も、大都市への権限移譲を求める活動を続け、現在にいたるまでメンバーを加えながら活動を継続している。

地方分権に向けた動きの活発化に伴い、平成15年には、現在の姿である指定都市市長会として組織を強化し、政策立案・提言型の活動により力を入れていくこととなった。

(2) 指定都市市長会の地方分権に関する取り組みについて

①地方分権改革とは

地方分権改革とは、現在、国が持っている権限や財源を地方自治体に移すことにより、住民に身近な行政サービスはできるだけ地方自治体が行うことができるように行政の仕組みを変えていくもので、地域のことは地域で決められるようになるので、地域の実状を行政サービスに反映させやすくなる。

現在、こういった地方分権改革に向け、内閣府に7人の委員で構成される地方分権改革推進委員会が設置され、政府に対して勧告を取りまとめるべく議論している。

指定都市市長会としても、これら委員会などに対して指定都市としての地方分権改革について考えを提案し、改革を推進している。

②現行制度の問題点

現在、指定都市が事務を行うにあたっては、数多くの全国一律の規制や基準が定められ、あるいは、国や道府県の許認可を得ることが義務付けられています。これらはかならずしも、地域の実状にあっていないことから、きめ細かい行政がすぐにできないといったことが多くある。地方分権が進むことにより、まちづくりや福祉などさまざまな分野で、地域で生活する市民の皆さんの意見やニーズに沿った総合的な行政ができるようになる。

③指定都市市長会の意見

ア 指定都市への大幅な権限移譲

国の役割は、「国際社会における国家としての存立にかかわる事務」など、国が本来果たすべき役割、すなわち外交や防衛などに重点化し、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本」とすべき。今次の地方分権改革では、この考え方に則って役割分担の明確化が実現されるべき。そのうえで、国から地方、特に市町村へのさらなる仕事を移していくことが必要。さらに、道府県にならぶ能力をもつ指定都市は真に国や道府県が担うべき事務以外の事務すべてを指定都市に権限移譲するべき。

イ 地方分権の趣旨に適う地方税財政制度

地方自治体が自主的・自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応するためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた税の配分には是正すべき。

現在、国・地方間における「税の配分」が6：4であるのに対し、「税の実質配分」ではこれが3：7と逆転しており、依然として大きな乖離がある。

当面は国と地方間の「税の配分」が5：5となるよう、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税から地方に税源移譲し、地方税中心の歳入構造とする必要がある。

ウ 新たな大都市制度の創設

50年以上前に「暫定的な措置」として創設された現行の指定都市制度は、様々な問題を抱えており、一般の市町村と同一の制度が一律に適用されるなど、指定都市のポテンシャルを十分に発揮することのできない不十分な制度となっている。

したがって、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、真の分権型社会にふさわしい新たな地方自治制度の先駆けとして、道州制の導入も視野に入れた新たな大都市制度を創設することが必要。

(3) 政令指定都市について

① 指定都市とは何か

指定都市は、「政令で指定する人口 50 万人以上の市」と地方自治法で定められている都市のことで、「政令指定都市」「政令市」などと呼ばれることもある。平成 21 年 4 月現在で、全国で 800 程度ある市のうち、おおむね 70 万人から 360 万人の 18 都市が指定を受けており、その人口は全人口の約 2 割を占めている。

政令指定都市は県と同等の事務権限や財政権限を持つことができる。例えば、道路や下水道など、生活にかかせない都市基盤をつくる都市計画も県の許可が必要だが、政令指定都市は独自に作成できる。市民にとって一番身近な行政窓口は市ですから、より市民目線に立った行政を行うことが可能となる。

小中学校の教職員を任免したり、児童相談所を設置したり、消防士の訓練施設を設置する権限を持っているから教育や福祉、防災機能を充実させることができる。また、宝くじを発行して財源を確保することができる。

② 18 市の紹介

※ 18 の政令指定都市の人口、写真を日本地図に落としこんだイラストを掲載

【参考資料】

参考資料 1 「指定都市市長の活動報告」

参考資料 2 「指定都市市長会HP」 <http://www.siteitosi.jp/>